



基発第0403017号

平成18年4月3日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

建設業における総合的労働災害防止対策推進事業の実施について

今般、建設業における労働災害防止対策について一層の効果的な推進を図るため、別添のとおり「建設業における総合的労働災害防止対策推進事業実施要綱」を策定し、同要綱に基づき標記事業を実施することとしたところである。

本事業は、建設業労働災害防止協会に委託して実施するものであるが、貴職におかれても、労働安全行政の一環であるとの認識を十分に持ち、同支部を積極的に指導・援助し、本事業の効果的な推進を図られたい。

建設業における総合的労働災害防止対策推進事業実施要綱

第1 趣旨

建設業における総合的労働災害防止対策推進事業は、専門工事業者の安全管理能力の向上、建築工事における墜落防止対策の推進、中小総合工事業者の安全衛生に係る指導力の向上、建設労働者の安全意識の高揚を図ることにより、建設業における労働災害の防止対策を総合的に推進することを目的とする。

第2 事業の概要

建設業における総合的労働災害防止対策推進事業は、専門工事業界全体に建設業労働安全衛生マネジメントシステムを普及、定着させることを目的とする専門工事業者安全管理活動等促進事業、建築工事における墜落災害の防止を図ることを目的とする建築工事墜落防止対策推進事業、中小総合工事業者の関係請負業者に対する安全衛生管理指導能力の向上を図り、もって中小総合工事業者における安全衛生水準の向上を図ることを目的とする中小総合工事業者指導力向上事業及び優良な安全成績をあげた職長等を顕彰すること等により、事業場における安全活動の活性化を図ることを目的とする安全優良職長ネットワーク事業から成る。

第3 事業の実施

建設業における総合的労働災害防止対策推進事業は、厚生労働省から委託を受けた、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が実施する。

第4 専門工事業者安全管理活動等促進事業

専門工事業者安全管理活動等促進事業は、業種別の標準モデルや業種別の危険有害要因評価マニュアルを開発し、システム構築指導会の開催等によって建設業労働安全衛生マネジメントシステムの定着を行う自律的安全管理活動促進事業及び地域単位で専門工事業者に対し自律的安全管理の啓発を行う自律的安全管理活動啓発事業並びに石綿粉じんにはく露のおそれがある作業に従事する専門工事業者を支援する石綿粉じん障害安全衛生対策支援事業から成る。

1 自律的安全管理活動促進事業

(1) 自律的安全管理活動促進事業（以下「促進事業」という。）の対象

促進事業の対象は、厚生労働省労働基準局長が労働災害の発生状況等を勘案してあらかじめ指定する業種（以下「指定業種」という。）に属する専門工事業者から成る集団（以下「専門工事業者集団」という。）とする。

指定業種は原則として6業種とする。ただし、建災防は必要に応じて指定業種以外の業種を指定することができる。

(2) 促進事業の実施期間

促進事業の実施期間は、一専門工事業者集団について3年間とする。

(3) 促進事業の内容

ア 実施体制の整備等

(7) 安全管理活動促進センターの設置

促進事業の円滑な実施を図るため、建災防本部（以下「本部」という。）に安全管理活動促進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム促進指導員の委嘱

センターは、促進事業を実施する上で必要な知識、能力を有する者を建災防の都道府県支部（以下「支部」という。）及び指定業種ごとに原則として1名、建設業労働安全衛生マネジメントシステム促進指導員（以下「促進指導員」という。）として委嘱し、各支部に配置する。

(5) 専門工事業者等集団の指定

支部は、各都道府県における指定業種に属する専門工事業者の団体や各都道府県における指定業種に属する専門工事業者のリストを基にして、促進事業の対象となる専門工事業者集団を指定する。

(6) 自律的安全管理活動促進事業協力員の配置

支部、促進指導員等と専門工事業者集団を構成する事業者（以下「構成事業者」という。）との連絡調整等を円滑に行うため、専門工事業者集団に、自律的安全管理活動促進事業協力員（以下「協力員」という。）を置く。

イ センターにおける主要実施事項

センターにおいては、支部の実施する事項が円滑に推進されるよう、次の事項を実施する。

(7) 促進事業運営委員会の設置

有識者等から成る促進事業運営委員会を設置し、センター及び各支部における促進事業の実施状況を管理する。

(4) 安全衛生教育教材等の作成

指定業種別に安全衛生教材等作成検討委員会を設置して、安全衛生教育教材等を作成し、各支部に送付する。

(5) 全国運営会議の開催等

促進事業の全国斉一的な展開を図るため、全国運営会議及び促進指導員に対する研修会を開催する。また、各支部に対し、促進事業の円滑な実施のための指導等を行う。

(6) 促進指導員研修の実施

促進指導員に対し、各種指導会等の実施に、必要な知識を付与するための研修を行う。

(7) 安全衛生情報等の提供

構成事業者に対し、各支部を通じて労働災害防止に関する各種の資料、情報等を提供する。

(8) その他

事務取扱要領、各種様式、促進事業推進用パンフレット、ポスター等を作成し、各支部等に配布する。

ウ 支部における主要実施事項

支部においては、構成事業者が行う自律的な安全管理活動を支援するため、

集団との連携を図りつつ次の事項を実施する。

(ア) 経営首脳者セミナーの開催

構成事業者の経営者又はこれに準ずる者を対象に、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの構築の重要性、危険有害要因評価マニュアルの基本的な考え方についての認識をさらに深めるためのセミナーを開催する。

(イ) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム構築指導会の開催

構成事業者の安全管理者又はこれに準ずる者を対象に、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの構築手法、危険有害要因マニュアルの活用等についての指導会を開催する。

(ロ) 危険有害要因評価マニュアル研修会の開催

構成事業者の職長又はこれに準ずる者を対象に、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの基本、危険有害要因評価マニュアルの活用等についての研修会を開催する。

(ハ) 自律的安全管理活動促進のための安全衛生教育の実施

専門工事業者安全衛生責任者、職長等の指導者等に対する安全衛生教育等を実施する。

(ニ) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム個別指導の実施

専門工事業者団体に属する専門工事業者に対する建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の個別指導を行う。

(ホ) 全国建設業労働災害防止大会への協力員等の派遣

全国建設業労働災害防止大会における事例研究への参加、他地域の専門工事業者集団との交流等のため、協力員等を全国建設業労働災害防止大会へ派遣する。

2 自律的安全管理活動啓発事業

(1) 自律的安全管理活動啓発事業（以下「啓発事業」という。）の対象等

啓発事業は、すべての専門工事業者を対象として、建設業労働安全衛生マネジメントシステムについての啓発を促進するために行うものとする。

(2) 啓発事業の内容

啓発事業は、センター及び支部が実施することとし、センターはウを、支部はア、イ及びウを中心に事業を行う。

ア 自律的安全管理促進大会等の実施

専門工事業者等の参加による大会等を支部単位で開催する。

イ 安全表彰の実施

他の模範となる自律的な安全管理活動を推進している専門工事業者を支部長名で表彰する。

ウ 労働災害防止啓発用ポスター、リーフレット等の作成、配布

専門工事業者の建設業労働安全衛生マネジメントシステムに対する認識をさらに深めるため、啓発用ポスター、リーフレット等を作成し、配布する。

エ その他

アからエの事項のほか、啓発事業の円滑な運営に必要な事項を行う。

3 石綿粉じん障害安全衛生対策支援事業

(1) 石綿粉じん障害安全衛生対策支援事業の対象

石綿粉じん障害安全衛生対策支援事業の対象は、解体工事、電気工事、管工事等で石綿粉じんにばく露するおそれのある作業に従事する専門工事業者とする。

(2) 実施体制の整備

ア 石綿粉じん障害安全衛生対策支援事業の円滑な実施を図るため、建災防は、本部に石綿障害防止中央指導員を配置する。

イ 建災防は各支部に石綿障害防止指導員を配置する。

(3) 石綿粉じん障害安全衛生対策支援事業の内容

ア 本部の実施事項

石綿障害防止指導員が石綿粉じん障害防止対策について適切に指導が出来るように、専門的知識を習得するための研修を行う。

イ 支部の実施事項

石綿粉じん障害防止対策の徹底のため、石綿障害防止指導員は、解体工事、電気工事、管工事等で石綿粉じんにばく露するおそれのある作業に従事する専門工事業者に対し、現場又は店社において石綿粉じん障害防止に係る個別指導を行う。

4 その他

各支部と各都道府県労働局との連携を図るため、各支部は、指定した専門工事業者集団の概要、各事業の実施計画、実施状況等について、適宜、各都道府県労働局に資料を送付する。

第5 建築工事墜落防止対策推進事業

建築工事墜落防止対策推進事業は、①低層住宅建築工事（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第7号に規定する軒の高さが概ね10m未満の木造及び軽量鉄骨造等の住宅に供する建築物の建築工事をいう。）を施工する小零細規模の工事業者を対象とした、低層住宅建築工事の従事者に対する足場先行工法の教育研修等を行う低層住宅建築工事安全対策推進事業及び②ビル建築工事等を施工する中小規模の工事業者を対象とした、手すり先行工法による工事の実施に対する支援等を行う手すり先行工法安全対策推進モデル事業からなる。

1 低層住宅建築工事安全対策推進事業

(1) 低層住宅建築工事安全対策推進事業（以下「低層住宅事業」という。）の対象

低層住宅事業の対象は低層住宅建築工事を行う事業者等とする。

(2) 実施体制の整備

ア 低層住宅事業の円滑な実施を図るため、建災防は、本部に中央技術指導員を配置する。

イ 建災防は各支部に技術相談員及び業務責任者を配置する。

(3) 低層住宅事業の内容

ア 本部の実施事項

(7) 事業運営会議の開催等

事業の全国斉一的な展開を図るため、支部事務局長等による事業運営会議を開催するとともに、支部への現地指導を行う。

(4) 中央研修会の開催

技術相談員に対する中央研修会を開催する。

(ウ) 教育研修会教材等の作成等

検討委員会を設置して、視聴覚教材等を作成又は選定し支部に送付する。

イ 支部の実施事項

(7) 教育研修会及びパトロールの実施

足場先行工法の普及徹底のため、低層住宅建築工事に従事する者に対する教育研修会及び施工現場等に対するパトロールを行う。

(4) 低層住宅建築工事関係団体の安全活動に対する支援

低層住宅建築工事関係団体が主催する研修会における、実際の部材を用いての足場先行工法に係る指導、安全パトロールにおける技術的支援等を行う。

2 手すり先行工法安全対策推進モデル事業

(1) 手すり先行工法安全対策推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）の対象

モデル事業の対象は、低層住宅建築工事を除く、足場の設置を必要とする中小規模のビル建築工事等を行う事業者等とする。

(2) 実施体制の整備

ア モデル事業の円滑な実施を図るため、建災防は本部に中央技術指導員を配置する。

イ 建災防は各支部に技術相談員及び技術指導員を配置する。

(3) モデル事業の内容

ア 本部の実施事項

(7) 事業運営会議の開催等

事業の全国斉一的な展開を図るため、支部事務局長等による事業運営会議を開催するとともに、支部への現地指導を行う。

(4) 中央研修会の開催

技術相談員に対する中央研修会を実施する。

(ウ) 手すり先行工法に関する説明会の開催

手すり先行工法の周知のため、事業者団体、足場工事業者等を対象に各種工法等の説明会を開催する。

(エ) 各種資料・教材の作成等

検討委員会を設置して、視聴覚教材等各種資料を作成又は選定し支部に送付する。

イ 支部の実施事項

(7) 手すり先行工法による工事の実施に対する支援等

手すり先行工法を採用して中小規模のビル建築工事の足場を設置する事業者等に対して、手すり先行工法による工事の実施に要する経費についての支

援、作業手順書の作成等に伴う技術的支援を行う。

(イ) パトロールの実施

手すり先行工法の普及徹底のため、施工現場等に対してパトロールを行う。

(ウ) 事業者団体、足場工事業者等の安全活動に対する支援等

事業者団体、足場工事業者等が主催する手すり先行工法に関する研修会、安全パトロール等の安全活動に対して技術的支援等を行う。

3 その他

支部と各都道府県労働局との連携を図るため、支部は、事業の実施計画、実施状況等について、適宜、各都道府県労働局に資料を送付する。

第6 中小総合工事業者指導力向上事業

中小総合工事業者指導力向上事業は、現場所長に対する研修及び現場見学会の開催、店社における安全衛生管理手法等に関する研修の実施、モデル店社での安全衛生管理計画作成の個別指導、関係請負人の労働者に対する安全衛生教育への講師派遣等、労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修の実施及び関係請負業者に対する安全衛生管理の指導力向上のための安全衛生教育の実施から成る。

1 事業の実施

(1) 事業の対象

完成工事高ランキングで概ね150位以下の総合工事業者

(2) 実施体制の整備

本事業を実施する上で、必要な知識、能力を有する者を「中小総合工事業者指導員」として支部ごとに委嘱し、事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 本部実施事項

ア 中小総合工事業者指導員の委嘱

イ 全国調整会議の実施

ウ 安全衛生教材等の作成

(ア) 現場所長研修テキスト

(イ) 店社における安全衛生管理手法等に関する研修テキスト

(ウ) 個別店社指導要領

(エ) 関係請負人に対する安全衛生教材

エ 安全衛生管理手法に関する調査研究

オ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修の実施

(2) 支部実施事項

ア 現場所長研修及び現場見学会の実施

新たに現場所長の職務に就く者又は既に現場所長の職務に就いている者を対象とし、現場所長の役割と職務及び安全衛生管理の進め方と手法等について研修を行うほか、現場見学会を通じ、大手総合工事業者における安全衛生管理の進め方等を学ぶ。

イ 店社における安全衛生管理手法等に関する研修の実施

店社安全衛生管理者又はそれに準ずる職にある者を対象とし、店社安全衛生管理者等の役割と職務及び店社による安全衛生管理の進め方と手法等について研修を行う。

ウ モデル店社に対する個別指導の実施

安全衛生管理に意欲があり、１年間程度の個別指導によって模範的な安全衛生管理を行えることが見込まれる中小総合工事業者の店社（各分会（署）ごとに少なくとも１社選定する。）をモデル店社とし、当該事業場に対し、店社安全衛生管理計画作成の個別指導及び現場安全パトロールへの指導員の派遣等を行う。

エ 関係請負業者に対する安全衛生管理の指導力向上のための安全衛生教育の実施

３ その他

支部と各都道府県労働局との連携を図るため、支部は、事業の実施計画、モデル店社の選定等について、適宜、各都道府県労働局に資料を送付する。

第７ 安全優良職長ネットワーク事業

本事業は、安全優良職長に対する顕彰及び安全優良職長を核とした企業内外における安全活動の一層の促進から成る。

１ 事業の実施

(１) 事業の対象

本事業は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

(２) 実施体制の整備

ア 厚生労働本省に、顕彰審査委員会を置く。

イ 本部に、安全優良職長ネットワーク事務局及び本部推薦審査委員会を置き、支部に支部推薦審査委員会を置く。

２ 実施内容

(１) 安全優良職長に対する顕彰

別途定める安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領により、職長等として一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署の安全成績が優良なものについて、事業場からの推薦を受け、安全優良職長として顕彰する。

ア 厚生労働本省実施事項

(ア) 顕彰審査委員会による顕彰者の選考

(イ) 顕彰状及び徽章の授与

イ 建防災実施事項

(ア) 本部実施事項

a 支部及び建設業関係団体（建防災本部が厚生労働省と協議して決定するもの。以下同じ。）への推薦依頼

b 本部推薦審査委員会による推薦者の選考

c 推薦書類の厚生労働省への進達

(イ) 支部実施事項

- a 各事業者への推薦依頼
 - b 支部推薦審査委員会による推薦者の選考
 - c 推薦書類の建災防支部への提出
- (2) 安全優良職長のネットワーク化による企業内外における安全活動の一層の促進
安全優良職長を核としたネットワークを構築することにより、安全優良職長の企業内外における安全活動を一層促進し、労働者の安全意識の向上を図る。

以下について本部で実施する。

- ア 建設業の安全優良職長に対する研修・交流会の実施
 - イ 建設業の安全優良職長に対する安全衛生関連情報の提供
 - ウ 建設業の安全優良職長間の情報交換及び自己研鑽等に関する指導援助等
- 3 その他
- 支部と各都道府県労働局との連携を図るため、支部は、推薦者の選考、安全優良職長のネットワーク化等について、適宜、各都道府県労働局に資料を送付する。